

リニア中央新幹線建設を契機とした総合的な高速交通の  
将来像に関する研究会設置要綱

(設置)

第1条 リニア中央新幹線の開業の効果を最大限享受できる高速交通の将来像について研究するため、リニア中央新幹線建設促進期成同盟会(以下「同盟会」という。)に加盟する都府県で構成する総合的な高速交通の将来像に関する研究会(以下「研究会」という。)を設置する。

(所管事項)

第2条 研究会は、前条の目的を達成するため、次の事項について所管する。

- (1) 高速交通を取り巻く最新の知見の収集・整理
- (2) 総合的な高速交通に関する将来像の取りまとめ
- (3) その他必要な事項

(構成)

第3条 研究会は、同盟会の会長、副会長をもって構成する。

- 2 研究会の会長は、同盟会の会長である愛知県知事をもって充てる。
- 3 研究会の会長は、研究会に関する業務を統括し、研究会を代表する。

(研究会)

第4条 研究会は、会長が招集し、その議長となる。

- 2 研究会は、必要に応じて、関係機関、関係団体等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 3 会長は、取りまとめた結果を総会に報告する。

(事務局)

第5条 研究会の事務を処理するため、事務局を置く。

- 2 事務局は、山梨県リニア未来創造局リニア未来創造・推進課に置く。
- 3 事務局長は、山梨県知事をもって充てる。

(ワーキンググループ)

第6条 研究会にワーキンググループを置き、研究会の所管事項について具体的な検討を行う。

- 2 ワーキンググループは、同盟会の幹事をもって構成する。
- 3 ワーキンググループの座長は、山梨県リニア未来創造局リニア未来創造・推進課長をもって充てる。
- 4 ワーキンググループは、具体的な検討課題に応じて、座長が招集する。

- 5 ワーキンググループは、必要に応じて、関係機関、関係団体等の出席を求め、意見を聞くことができる。
- 6 座長は取りまとめた結果を、同盟会の常任理事へ協議の上、研究会に報告する。

(その他)

第7条 この要綱に定めるもののほか、研究会の運営に関し必要な事項は、会長が別に定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年1月31日から施行する。